

概要版

市税の減免措置の見直しについて

市税の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額(支援額)を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行います(市政改革プラン・アクションプラン編より)

見直しの基本的な考え方

A 天災その他特別の事情がある場合
[災害による被害] **減免を継続します**

(固定資産税、個人市民税、軽自動車税)

B 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
[生活保護受給者等] **減免を継続します**

(固定資産税、個人市民税)

C その他特別の事情がある場合

上記A、B以外の事由で客観的にみて担税力を
喪失している場合等

原則、減免を継続します
**なお、継続分についても社会情勢の変化等に応じ
基準を見直します**

主なもの

継続 (固定資産税) 低所得者、本市取得など
(法人市民税) 特定非営利活動法人、公益社団法人・財団法人など

廃止 (固定資産税) 物納など
(個人市民税) 学生・生徒、相続人
(法人市民税) 一般社団法人・財団法人(非営利型法人)
清算中の法人

一部見直し (固定資産税) 土地区画整理事業関係
[本市事業に限定]
(個人市民税) 失業者、所得減少者、障がい者など
[基準の見直し]

公益上の必要があると認められる場合

原則、減免を廃止します
**そのうえで、減免措置による財政支援の必要性等について
検討を行いました**

主なもの

継続 (固定資産税) 大阪ドーム、領事館
(軽自動車税) 身体障がい者等専用車両、社会福祉法人

1年継続 (固定資産税) 地域集会所・マンション集会所・老人憩いの家
児童遊園・マンションの児童の遊び場
公衆浴場

廃止 (固定資産税) 救急医療機関、弁護士会館など
(軽自動車税) 宗教法人
(事業所税) 倉庫業、ビルメンテナンス事業など

見える化のための措置

公益上の必要があることを理由とする減免措置について、見える化を図るための仕組みを検討